

脚本の収録，出版妨害禁止等請求事件：東京地裁平成 21(ワ)24208・平成 22 年 9 月 10 日（民 40 部）判決 請求棄却 / 知財高裁平成 22(ネ) 10073・平成 23 年 3 月 23 日（3 部）判決 控訴棄却等

【キーワード】

原作と脚本，二次的著作物，原作使用契約書の当事者

【事案の概要】

1 本件は，被告Yの著作に係る小説「イツ・オンリー・トーク」（以下「本件小説」という。）を原作とする映画の製作のために原告Xが執筆した別紙著作物目録記載の脚本（以下「本件脚本」という。）を，原告社団法人シナリオ作家協会の発行する「年鑑代表シナリオ集」に収録，出版しようとしたところ，被告から拒絶されたので，被告の拒絶は「一般的な社会慣行並びに商習慣等」に反するもので，上記小説の劇場用実写映画化に関して締結された原作使用許諾契約の趣旨からすれば，本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録，出版することについて原告らと被告との間に合意が成立したものと認められるべきであるとして，原告らが，被告に対し，上記合意に基づき，本件脚本を別紙書籍目録記載の書籍（以下「本件書籍」という。）に収録，出版することを妨害しないよう求め，原告協会が，被告に対し，本件脚本を本件書籍に収録，出版するに当たって被告に支払うべき著作権使用料が3000円（本件書籍の販売価格相当額）であることの確認を求めるとともに，被告が本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録，出版することを違法に拒絶したため原告らが精神的苦痛を受けたとして，原告ら各自が，被告に対し，不法行為による損害賠償請求として，慰謝料及び弁護士費用合計400万円のうち各1円及びこれに対する不法行為の後である平成21年8月22日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

【判 断】

1 事実経緯

前記第2の2（前提となる事実）に加え，後掲各証拠及び弁論の全趣旨によれば，本件訴訟に至るまでの経緯として，次の事実を認めることができる。

- (1) 被告は，平成15年4月14日，デビュー作である本件小説で第96回文学界新人賞を受賞した。（乙14）
- (2) 本件小説は平成15年5月7日に文藝春秋から発売された文芸雑誌「文学界」（同年6月号）に掲載され，これを読んだB（ステューディオスリー所属映画プロデューサー）は，同年5月20日ころ，文藝春秋（文学界編集

長E) に対し、本件小説を映画化(監督はA、主演はF)することを企画しているの、検討してほしいという趣旨の文書をファクシミリで送信した。(甲4、乙1、14、21)

- (3) 被告は、平成15年6月27日ころ、Bの勧めに従い、文藝春秋の担当編集者Dと共に、A監督の新作映画「ヴァイブレータ」(原作は赤坂真理、脚本は原告X、プロデューサーはB、主演はC)の試写を見たところ、原作に忠実な映画化だと感じて安心したことから、文藝春秋に対し、本件小説に係る映画化の協議をBと行うことを委託した。(乙21)

他方、原告X、B及びAも、同年7月ころ、「ヴァイブレータ」に続く作品として、本件小説を原作として本件映画を製作することを正式に決定した。(甲5、11)

- (4) 文藝春秋とステューディオスリーは、平成15年9月11日、「著作権使用予約完結権契約」を締結した。(乙2)

同契約は、文藝春秋がステューディオスリーに対し、本件小説を原作として本件映画(35mm光学フィルム又はデジタル上映)を製作することに係る許諾を受けるための予約完結権を与えることなどを内容とするものであった。(乙2)

- (5) 原告Xは、平成16年5月までに、本件小説を原作とする本件映画の脚本(同月28日印刷の準備稿、甲12)を執筆した。Bは、同月下旬、Dに対し、上記脚本(準備稿)を手渡して、被告によるチェックを依頼するとともに、本件映画の今後のスケジュールについて、「被告のチェックを反映させた脚本の完成稿を同年6月に作成し、同月20日にクランク・イン、同年7月20日にクランク・アップ、同年9月に完成、平成17年5月に劇場公開を目指している」などと説明した。(甲20、乙21)

これに対し、Dは、Bに対し、被告と上記脚本(準備稿)を確認した上、同年6月上旬に連絡する旨返答した。(乙21)

- (6) Dは、その後、被告とともに上記脚本(準備稿)をチェックしたところ、原作の設定やストーリーを逸脱するものとして看過することができない点が多数含まれていることを確認したとして、被告と相談の上、Bに対し、平成16年5月28日付けのファクシミリ文書で、上記問題点のうち、次の3点については原作者として絶対に譲れないので、脚本を変更してほしいと申し入れた。(乙3、21)

ラストの音楽は「エレファント・トーク」(キング・クリムゾン/ディシプリン収録)でないと作品自体の意味がない。この点は絶対をお願いしたい。

主人公の優子は、東京の女だからこそ、蒲田に住んであの作品のような

感慨がある。地方出身であればああはならない。方言をしゃべらせるのは止めてほしい。

被告が日常出入りする居酒屋の店名が出てくるが、影響を考慮して店名を変えてほしい。被告のプライベートにかかわることなので、居酒屋のロケは全く別の土地で行ってほしい。

- (7) これに対し、Bからは、平成16年7月下旬ころ、「本件映画の主演がFからCに変更になった」という電話があったが、ほかに何の連絡もなく、同年10月になって、ようやく本件映画の脚本（平成16年10月20日印刷の第2稿，甲1）がDに送付された。（乙21）

上記脚本（第2稿）について、被告からの上記(6)の申入れを受けて、準備稿（甲12）から改められた部分は、次のとおりである。（甲20）

ラストの音楽について、準備稿では「ジャニス・ジョプリンの『A Woman Left Lonely』」と指定されていたところ、第2稿ではその指定を削除した。

優子が使用する方言について、一部を修正した。

被告から指摘された居酒屋の店名については伏せ字（「×××」）にした。

- (8) Dは、上記脚本（第2稿）を被告に転送し、その内容について被告と協議した結果、平成16年10月20日、Bに対し、次の問題点の指摘をするとともに、上記脚本（第2稿）での映画化は絶対に認められず、原作に忠実なシナリオに変更するのとなければ映画化の話は中止してほしいとの要請をした。（乙16，21）

優子が九州の言葉をしゃべるシーンは少し減ってはいるが、九州出身というシナリオ独自の設定は改められていない。シーン44（カラオケボックス）、46（駐車場）、63（優子の部屋）、64（優子の部屋）、65（焼肉屋）、67（アパート・優子の部屋）、70（祥一の運転する車が、蒲田の街に入っていく）、79（××湯・前）では方言をしゃべっている。

被告の指摘した店名だけが割愛されているが、蒲田の町の描写は減っていない。また、被告個人のホームページからの引用も残ってしまっている。

被告個人のホームページからの引用を許諾した覚えはない。ストリートミュージシャンについてのシーンなど、作家のプライバシーと作品を混同されかねない。

祥一（判決注：福岡在住の優子の従兄。なお、原作である本件小説では「林」姓であるが、本件映画の脚本では、優子と同じ「橘」姓となっている。）が話す九州の言葉が間違っている。作家として方言の表現は厳密に

考えており、いい加減な言葉遣いをしてほしくない。

シナリオ作者（判決注：原告X）に躁鬱病についての正確な知識が欠落しており、統合失調症と躁鬱病との区別が付いていない。デリケートな問題であり、このシナリオのまま映画化されると、作家としてマイナス面が多すぎる。

- (9) Bは、平成16年10月末ころ、上記(8)の申入れについて、Dに対し、本件映画のクランク・インが迫っており、主演のCを初めとする俳優たちのスケジュールも確保していることを説明の上、A監督と被告が話し合いをして問題を確認し、直すべきところは直すので、再考してもらえないかという申出をした。（乙21）

そこで、被告は、同年11月7日、文藝春秋の会議室において、同社のD、G（版權業務部長）、H（版權業務部）も立会いの上、上記脚本（第2稿）について、B、Aと協議をした（なお、被告は、原告Xの出席も求めていたが、原告Xは、同日の協議のことを知らされなかったため、出席しなかった。）。この席上、被告は、Aから「キング・クリムゾンは音楽使用料が高いので使えない。主人公（判決注：優子）は標準語で幼なじみの男性（判決注：祥一）は博多弁で統一する。言葉遣いについては、脚本への『差し込み稿』を作成して被告に送るので確認してほしい。映画内で主人公が作成するホームページに出てくる飲食店は、店の了解を取ってから写真を当該ホームページに載せるようにする。その店のメニューは、映画スタッフがオリジナルで作成する。」等の説明を受けた。

被告は、この説明に誠意を感じ、脚本に関する被告の疑問や不安にも善処してもらえるのではないかと考え、本件映画のタイトルを本件小説のタイトルから変更し、映画エンディングのクレジットで本件小説のタイトルを表記するときは、文字の大きさをできるだけ小さくし、かつ、「原作」としてではなく「<作者名省略>『イツ・オンリー・トーク』より」と表記すること、被告は、本件映画に関するメディアからの問い合わせやインタビュー取材などを一切受けないことについてAから了解を取った上で、クランク・インが迫っていた本件映画の製作については、これを承諾した。（甲20、乙21）

- (10) 原告Xは、上記脚本（第2稿）に手直しをした脚本（甲13、平成16年11月16日印刷）を作成していたが、上記(9)の協議を踏まえ、優子が方言（九州の言葉）を使用するシーンをラストのシーン81（××湯・前）に限定し、それ以外のシーンでは標準語に統一することとして同脚本（甲13）にその旨の修正を手書きで施し、これを本件映画の撮影稿とした。また、被告の個人情報に関する問題については、撮影の中でAが対処することとし

た。(甲13, 20, 乙10。なお, 平成16年11月16日印刷の脚本〔甲13〕及び上記撮影稿が被告に交付されたことを認めるに足りる証拠はない。)

(11) 文藝春秋とステューディオスリーは, 前記第2の2(3)のとおり, 平成16年11月中下旬ころ, 本件原作使用契約(契約書面上の契約日付けは平成15年9月10日)を締結した。(乙4)

(12) 本件映画(監督はA, 主演はC)は, 平成16年11月以降, 上記撮影稿を脚本として撮影が行われ, 同年12月上旬に撮影が終了(クランク・アップ)した後, 編集作業が行われていた。

被告は, 上記編集作業中の平成17年1月7日, Dを介して, Bに対し, 本件映画の脚本(第2稿, 甲1)の問題点として, シーン19(洒落た焼き鳥屋)において, 本間俊徳(優子の大学時代の同級生で都議会議員。以下「本間」という。)が優子に対し, 日の丸, 君が代に関する政治的な主義, 主張を展開する場面が含まれていることを指摘し, 本件映画に必要な描写とは思われないとして, その改善を求めた。(甲5, 20, 乙5)

(13) 本件映画は, 平成17年2月に編集作業を終えて完成し(なお, 上記の日の丸, 君が代に関する本間の政治的発言は, 完成された本件映画からは削除された。また, 本件映画の題名は, 本件小説のそれとは異なり, 「やわらかい生活」とされた。), 同年4月にシンガポール国際映画祭で上映された後, 平成18年6月10日から国内の一般劇場でも公開された。(甲5, 11)原告協会は, 上記の一般劇場公開に先立ち, 本件映画の広告, 宣伝のため, 被告の許諾を得ることなく, 機関誌である月刊「シナリオ」(平成18年7月号)に本件脚本(上記(10)の撮影稿とほぼ同一であるが, ラストシーンに用いられる音楽について, 撮影稿には指定がないのに対し, 本件脚本においては「ジャンス・ジョプリンの『A Woman Left Lonely』が流れて, クレジットが上がってくる。」という指定が書き加えられている点において相違している。)を掲載して, これを頒布した。(甲20, 乙10)

本件映画は, 被告の許諾により, 平成19年1月にDVDの販売とレンタルが開始された後, 同年8月21日にはテレビで放送された。(甲6, 11)

(14) 原告協会の年鑑代表シナリオ集編纂委員会は, 平成19年3月ころ, 平成18年度(2006年度)の「年鑑代表シナリオ集」に掲載すべき脚本の一つとして, 本件脚本を選出した。(甲2, 6, 7)

(15) 原告協会は, 平成19年6月28日, Dに対し, 原告協会から発行する平成18年度(2006年度)版「年鑑代表シナリオ集」に本件映画の脚本を掲載することの諾否について照会をしたが, Dは, 被告(当時, 海外に長

期滞在中)が本件映画の脚本を残したくないと明確に希望していることを確認した上で、同日、原告協会に断りの回答をした。(甲11, 14, 乙6, 21)

- (16) 平成19年7月19日、原告協会の会長I、事務局長Jが文藝春秋を訪問し、本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に掲載することについて許諾するよう要請したが、対応したD及び版權業務部(現知財法務部)部長Gは、出版社としては作者の意向を尊重せざるを得ない旨を説明した。(甲6, 11, 乙22)

そこで、原告協会は、同年8月13日、Dに対し、本件脚本の「年鑑代表シナリオ集」への掲載に当たっては、原作者名を掲載せず、解説文においても原作(本件小説)に関して触れないことにすることでどうかという提案をしたが、Dは、被告の意思を確認した上、同月24日、原告協会に対し、「映画化の作業中に、何度もシナリオを修正くださるよう申入れをしたのに、受け入れていただけなかったこと」、「できあがった作品についても、原作者としては満足できないこと」を理由として、「これまでどおり、『原作者としては、あのシナリオを活字として残したくない』という、強いご意志を示しておられます」、「原作者の意思がはっきりしている以上、原作者名を外しての収録もやめていただきたい」と回答した。(甲6, 乙7, 21)

その結果、原告協会は、同年9月3日の理事会決議により、本件脚本を「'06年鑑代表シナリオ集」に収録することを断念し、同月11日、Dにその旨を伝えた。(甲2, 6, 11, 15, 乙8, 21)

- (17) 原告らは、平成20年4月、本件原作使用契約に本件ただし書規定があることを知ったことから、同月7日ころ、原告協会がステューディオスリーに協力を求め、これを受けたステューディオスリーは、同年11月20日ころ、文藝春秋に対し、「本件原作使用契約3条5項(8)に該当する利用については、一般的な社会慣行並びに商習慣等に反するものではない限り許諾拒否はできないものと理解しているので、その契約意図に沿う形で進めさせていただきたい。」、「利用を許諾できない場合には、その理由を明記し、同月28日までに文書で回答してほしい。」という趣旨の文書を送付した。(甲6, 乙9。なお、原告らは、平成20年6月ころ、ステューディオスリーが文藝春秋に対し、本件脚本を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することについての許諾を申請したとも主張するが、かかる事実を認めるに足りる的確な証拠は存在しない。)

これに対し、文藝春秋版權業務部のH(以下「H」という。)は、被告の意思を確認した上、同年11月25日ころ、Bに対し、本件脚本の掲載を許

諾することはできない旨、電話で回答した。(甲6,乙22)

- (18) 原告らは、平成21年3月17日、文藝春秋に対し、本件脚本の掲載を許諾しない理由について、2週間以内に説明を求める旨の質問状を送付した。(甲10の1,2)

そこで、Hは、同月23日、Bと面会の上、上記(16)と同様、「被告の意思が固いので、出版社としてはこれ以上対応することができない。」旨を説明した。(乙22)

その後も、原告らは、本件脚本の出版について、被告の許諾を得ることができなかったことから、本件脚本を「'07年鑑代表シナリオ集」に収録することを断念した。(甲3)

- (19) 原告らは、平成21年7月14日、本件訴訟を提起した。(当裁判所に顕著な事実)

2 上記1の認定事実を前提として、以下、争点について検討する。

- (1) 争点(1)(本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することについて、原告らと被告との間で合意が成立したか)について

ア 前提問題

原告らは、本件原作使用契約3条5項(8)号及び本件ただし書規定を根拠に、本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することについて原告らと被告との間で合意が成立したと主張するところ、被告は、原告らと被告は本件原作使用契約の当事者ではないから、同規定が原告らと被告との間で拘束力を持つことはなく、原告らの主張は前提において失当であると主張するので、まず、この点について検討する。

被告が本件小説の使用許諾に関する業務を文藝春秋に委託していたことは当事者間に争いがなく、かつ、被告は文藝春秋を介してステューディオスリーと交渉し、文藝春秋がステューディオスリーとの間で本件小説を翻案した本件映画の製作に係る本件原作使用契約を締結することを承諾していたのであるから、同契約の締結に当たって被告の許諾を要する部分については、被告は、文藝春秋に対しその許諾をする権限を授与していたものと認められる。そうすると、本件原作使用契約は、文藝春秋とステューディオスリーとの間に締結されたものであるが、被告の許諾に関する部分について文藝春秋は被告から授与された上記権限に基づいて契約を締結したものであり、同契約の効力は被告にも及ぶものと解するのが相当である。

しかしながら、本件原作使用契約3条5項は、前記第2の2(3)のとおり、ステューディオスリーが本件映画や脚本の二次的利用をする場合についての規定であり、本件ただし書規定も、ステューディオスリーによる上記二次的利用の許諾について定めた規定である。したがって、本件原作使

用契約の当事者ではない原告らが、被告に対し、上記条項に基づき上記二次的利用の許諾を求めるとはできないというべきである。

イ 原告ら主張の上記合意は、本件原作使用契約に基づく二次的利用についての被告の許諾義務を前提とするものである。しかしながら、原告らが被告に対し本件原作使用契約の上記条項に基づき上記二次的利用の許諾を求めるとはできない以上、被告にその許諾義務があるということはず、原告らの主張は、その前提を欠くものというほかない。

以上に検討したところによれば、本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することについて原告らと被告との間で合意が成立したと認めることはできないから、その余の点について検討するまでもなく、同合意に基づく原告らの請求（前記第1の1、2）は、理由がない。

ウ なお、原告らは、本件脚本（二次的著作物）の利用については、共同著作物に関する著作権法65条3項の規定と同様の規律がされるべきであり、原作者が二次的著作物の利用を拒絶するには「正当な理由」がなければならぬなどとも主張する。同主張は、本件ただし書規定の解釈に関してなされたものであるが、二次的著作物の利用の場合に上記条項が類推適用されるとすれば、二次的著作物である本件脚本の著作者である原告Xは被告に対し同条項に基づき本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することについて同意を求めることができると解する余地があるので、念のため付言する。

著作権法は、共同著作物（同法2条1項12号）と二次的著作物（同項11号）とを明確に区別した上、共同著作物については、著作者間に「共同して創作した」という相互に緊密な関係があることに着目し、各共有著作権者の権利行使がいたずらに妨げられないようにするという配慮から、同法65条3項のような制約を課したものと解される。これに対し、二次的著作物については、その著作者と原作者との間に上記のような緊密な関係（互いに相補って創作をしたという関係）はなく、原作者に対して同法65条3項のような制約を課すことを正当化する根拠を見いだすことができないから、同項の規定を二次的著作物の原作者に安易に類推適用することは許されないというべきである。したがって、原告らの上記主張は採用することができない。

(2) 争点(3)（不法行為の成否及び原告らの損害額）について

前記(1)に説示したとおり、被告に原告ら主張の許諾義務があるということはず、また、本件脚本の利用について共同著作物に関する著作権法65条3項の規定が類推適用されるということもできない。そうすると、二次的著作物である本件脚本の利用に関し、原著作物の著作者である被告は本件

脚本の著作者である原告Xが有するものと同様の種類の権利を専有し、原告Xの権利と被告の権利とが併存することになるのであるから、原告Xの権利は同原告と被告の合意によらなければ行使することができないと解される（最高裁平成13年10月25日第一小法廷判決・判例時報1767号115頁参照）。したがって、被告は、本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することについて、原著作物の著作者として諾否の自由を有しているというべきであり、その許諾をしなかったとしても、原著作物の著作者として有する正当な権利の行使にすぎない。

原告らは、被告が本件映画の製作や、そのDVD化、テレビ放送等については許諾しているのに、本件脚本の出版についてのみ許諾をしないのは不当である旨の主張をする。しかしながら、被告が本件映画の製作を許諾した経緯は前記1に認定したとおりであり、要するに、被告は、本件映画のクランク・イン直前に、本件脚本による映画化の許諾に係る最終決断を求められたことから、多数の関係者に大きな混乱を生じさせることを回避するために、不承不承ながらこれを許諾したというものであって、本件脚本の内容に全面的に承服した結果ではない。また、本件映画のDVD化やテレビ放送の許諾についても、飽くまでも映像作品（映像化）に関するものであり、これを本件脚本の出版（活字化）の許諾と必ずしも同列に論じることができない。むしろ、前記1に認定したとおり、被告は、本件脚本が原作の趣旨を逸脱するものであり、原作者である被告の意に沿わないものであることについて、当初から一貫した態度を示していたのであるから、原告らにおいて、被告が本件映画の製作やDVD化、テレビ放送を許諾したことによって、本件脚本の出版についても許諾を得られるとの期待を抱いたとしても、かかる期待は事実上のものにすぎず、法律上保護されるものとはいえない。

以上のとおり、被告が本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することを許諾しなかったことが、原告らに対する関係で不法行為を構成するとは認められない。

したがって、不法行為の成立を前提とする原告らの請求（前記第1の3，4）は理由がない。

3 結論

以上検討したところによれば、原告らの請求は、その余の点について判断するまでもなく、いずれも理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

【論 説】

1．争点(1)は、本件脚本を「年鑑代表シナリオ集」に収録、出版することに

ついて、原告らと被告との間に合意が成立していたかである。

この点について裁判所は検討したところ、原告らは本件原作使用契約の当事者ではないことが明らかであるから、原告らは被告に対し、前記使用契約に基づき二次的利用の許諾を求めることはできない、と認定した。したがって、被告には、原告らに対し許諾義務があるということとはできないから、原告らの主張は前提を欠くと判断され、前記シナリオ集に本件脚本収録，出版することについて両者間に合意が成立したとは認められない以上、同合意に基づく原告らの請求は理由がない、と判断されたのである。

2．争点(3)は、不法行為の成否についてであるが、この点について裁判所は、二次的著作物である本件脚本の利用に関し、原著作物の著作者である被告は、本件脚本の著作者である原告Xが有すると同一種類の権利を専有し、原告Xの権利と被告の権利は併存することになるから、原告Xの権利は同原告と被告の合意によらなければ行使することはできない、と認定した。

これによって、被告は原著作物の著作者として、前記シナリオ集に収録，出版することについて諾否の自由を有しているから、許諾をしなかったとしても、原著作物の著作者としては正当な権利を行使したにすぎない、と裁判所は判断した。したがって、被告が許諾しなかったことは、原告らに対する関係で不法行為を構成するとは認められないと、判断されたのである。

判決が認定している事実によれば、原告らが被告に対し、本件脚本による映画化の許諾に係る最終決断を求めたのは、本件映画のクランクイン直前という事情もあつたり、脚本の内容が原作の趣旨を逸脱していたり、原作者の意に沿わないものであったこと等が、被告の態度を硬化させた原因ともなったようである。

いずれにしても、原著作物の著作者である被告作家の立場は、二次的著作物である脚本の著作者の立場より優位に立つというわが国著作権法（11条，17条，28条）によって、確実に守られているといえる。

しかし、同じく原著作物と二次的著作物との関係と区別して認定判断した「キャンディ・キャンディ」事件の東京地判平成11年2月25日（D-1），東京高判平成12年3月30日（D-9）の原作者（原告）と漫画家（被告）との関係は、最初から共同著作者（著2条1項12号）としてストーリーマンが作品の創作を開始していたのであったから、この事件のいずれの判決もおかしいといわざるを得ないのである。

3．マスコミによれば、被告Yとは芥川賞作家の絲山秋子さん、原告Xとは脚本家の荒井晴彦さんということである。

【高裁の主文】

- 1 控訴人社団法人シナリオ作家協会の本件控訴を棄却する。
- 2 控訴人Xが当審で拡張した差止請求権不存在確認の訴えを却下する。
- 3 控訴人社団法人シナリオ作家協会が当審で拡張した差止請求権不存在確認請求を棄却する。
- 4 控訴費用は、控訴人らの負担とする。

【事案の概要】

1 原審の経緯等

本件の原審の事案は、別紙書籍目録記載の書籍（以下「本件書籍」という。）を発行している控訴人社団法人シナリオ作家協会（1審原告。以下「原告協会」という。）と、小説「イツ・オンリー・トーク」（以下「本件小説」という。）を原作とする映画（以下「本件映画」という。）の製作のために別紙著作物目録記載の脚本（以下「本件脚本」という。）を執筆した控訴人X（1審原告。以下「原告X」という。）が、本件脚本の本件書籍への収録及びその出版を承諾しなかった本件小説の著作者である被控訴人（1審被告。以下「被告」という。）に対し、被告の委託を受けて本件小説の著作権を管理している株式会社文藝春秋（以下「文藝春秋」という。）と、本件映画の企画製作プロダクション会社である有限会社ステューディオスリー（以下「ステューディオスリー」という。）との間で締結された本件小説の劇場用実写映画化に係る原作使用契約（以下「本件原作使用契約」という。）において、著作物の二次的利用については、「文藝春秋は、一般的な社会慣行並びに商習慣等に反する許諾拒否は行わない」との条項があることに照らすと、本件脚本を本件書籍に収録して出版することについては原告X及び原告協会（以下「原告ら」という。）と被告との間で許諾合意が成立していたと認めるべきであり、被告の前記不承諾は不法行為に当たる旨主張し、上記許諾合意に基づき、原告らにおいては本件脚本の本件書籍への収録及びその出版を妨害してはならないことを求めるとともに、原告協会においては原告協会と被告との間において前記出版の被告に対する著作権使用料が3000円であることの確認を求め、原告ら各自において前記各不法行為による損害賠償請求権に基づき、慰謝料及び弁護士費用相当額の各損害金400万円の内各1円及びこれに対する平成21年8月22日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払をそれぞれ求めたという事案である。

原判決は、原告らは、本件原作使用契約の当事者ではないから、本件原作使用契約の二次的利用許諾条項に基づく許諾合意の成立を主張することはできず、許諾合意に基づく主張は失当である、なお、二次的著作物の利用につい

て共同著作物に関する著作権法65条3項は類推適用されないから、同項の類推適用を根拠に許諾合意の成立を主張することもできない、二次的著作物である本件脚本の利用に関し、原著作物の著作者である被告は本件脚本の著作者である原告Xが有するものと同様の権利を専有し、原告Xは被告との合意によらなければ自らの権利を行使することができないと解されるから、被告の不承諾は、原著作物の著作権者として有する正当な権利の行使であって、不法行為には当たらない、旨判断して、原告ら主張の許諾合意又は不法行為損害賠償請求権に基づく各請求を全部棄却した。

これに対し、原告らは、原判決を不服として本件控訴を提起した。そして、当審において、原告らは、請求及び請求の原因を交換的に変更した。すなわち、原告Xにおいては出版妨害禁止請求に係る訴えを取り下げ、原告協会においては著作権使用料額の確認請求に係る訴えを取り下げ、原告らにおいて各不法行為損害賠償請求に係る訴えを取り下げた。その上で、原告協会は、出版妨害禁止請求に係る訴えを維持し、また、原告らにおいて出版差止請求権不存在確認請求に係る訴えを追加した。いずれの訴えにおいても、原告らは、原告協会の出版行為に対して、被告が許諾を与えないことが権利濫用に当たるとの主張、すなわち、原著作物の著作権（著作権法28条、112条1項）に基づく出版差止請求権の存在を主張すること（抗弁）が権利濫用に当たるとの主張（再抗弁）をするに至った。

【高裁の判断】

(20) 原告Xは、本件訴訟において提出した陳述書において、次のように述べている。

「素朴な疑問と怒りを『年鑑代表』掲載拒否に覚えましたが、それ以上にこれから脚本（原作付きの脚本）の仕事をする場合に、まず目指すことが、いいシナリオを書くのではなく、原作者が気に入るシナリオを書くになってしまうことに絶望を感じました。悪いシナリオからいい映画ができることは決してあり得ないが、いいシナリオから悪い映画ができることはしばしばある、とは私たち、脚本家の間ではよく言われていることです。そのいいシナリオかどうかが原作者の私意、あるいは恣意に委ねられてしまうというのでは、シナリオの未来、映画の未来は絶望的だと言わざるを得ません。シナリオは原作のためではなく、映画のために書かれるものです。そこが分からない原作者は、映画化の申し入れを拒絶するべきだと思います。」（甲5，5頁）

「被告は、『本脚本は、優子を嘘をつく女性に設定している』・・・『嘘をつく人物として優子を造形したことで、優子は精神を病み、虚言癖があり、社会通念に反するどうしようもない女性となっている』・・・などと述

べていることに対して、脚色の意図について説明したいと思います。・・・私はこの原作をもうひとつ別の人生を仮構することで生きていかざるを得ない人たちの話だと読みました。嘘の人生を作らなくては、現実がシンドすぎてやってられないということです。・・・つまり、両親は阪神大震災で死に、彼氏は地下鉄サリン事件で死に、友だちはニューヨークの9・11テロで死んだ、だから私は躁鬱病になった、という嘘で、誰だってそんな目に遭えば病気になるのあたりまえでしょ、と自分を『肯定』あるいは『正当化』して、かろうじて『病気』とつきあって生きている女にしたのです。」（甲22, 1 頁～3頁。なお、乙10の27頁参照）

「小説家と脚本家、同じ字を書いて表現することを業とする者です。E氏のこの『映画化を前提として書かれたもの（判決注 シナリオ）が、映画の原作である』という考え方は、尊敬に値します。そして、私たち、原作小説を脚色する脚本家をどんなに勇気づけることでしょうか。私は『脚色とは原作の読み替えであり、原作への批評なのだ』という先輩脚本家F氏の言葉を指針にしてきたし、これからもそうしたいと思っています。」（甲22, 10頁）

(21) 原告協会の元会長C（平成15年ないし平成21年在任）は、本件訴訟において提出した陳述書において、次のように述べている。

「映画として公開され、海外で高い評価を得、DVD発売、テレビ地上波での放送と、既に社会的な認知を受けている作品でありながら、文字としての掲載だけを認めないという原作者の姿勢は、脚本家の団体としては看過できない重大問題であります。・・・原作を映画化する場合、脚本執筆の段階での原作の改変は避けて通れない筋道です。もし、改変されることが嫌だというのであれば、当初から映画化の申し込みを受けなければいいのです。」（甲6, 9頁）

2 出版差止請求権不存在確認の訴えにおける原告Xの訴えの利益（本案前の答弁）について

原告Xの出版差止請求権不存在確認の訴えについては、原告Xに訴えの利益を認めることができず、これを却下するのが相当である。

すなわち、原告Xが被告に対して確認を求めた内容は、「原告協会が、本件脚本を本件書籍に収録し、出版しようとする行為について、被告が原告協会に対して行使することが予想される差止請求権」の不存在である。本件脚本を本件書籍に収録して出版しようとする主体は、原告協会であって、原告Xではない。原告Xは、本件脚本の著作者であり、本件脚本を本件書籍へ収録して出版する原告協会の行為が禁止されるか否かによって、影響を受けることはあり得るが、それは事実上のものである。また、本件においては、原告協会が、本件脚本を本件書籍に収録し、出版しようとする同原告の行為について、被告の原

告協会に対する差止請求権不存在確認請求等を、現に提起しているのであるから、出版行為の主体ではない原告Xが、被告の原告協会に対する出版差止請求権の不存在について、即時に確定させる必要性があるとはいえず、原告Xに当該訴えの利益を認めることはできない。原告Xの被告に対する当該確認の訴えを却下するのが相当である。

3 権利濫用の主張について

当裁判所は、「原告協会が、原著作者である被告の許諾を得ることなく、本件脚本を本件書籍に収録し、出版しようとする行為について、被告が許諾を与えないことは権利濫用に当たる」旨の原告協会の主張（なお、原告協会によれば、「原告協会の被告に対する出版妨害禁止請求及び出版差止請求権不存在確認請求において、被告が、同法28条、112条1項に基づく出版差止請求権を有すると抗弁として主張することは、権利濫用に該当するとの再抗弁の主張」と整理されるが、その趣旨は、同様である。）は、理由がないと判断する。その理由は、以下のとおりである。

(1) 前記1項で認定した事実によれば、N（被告の代理人である文藝春秋の担当編集者）は、平成15年9月に著作権使用予約完結権契約が締結されてから約8か月も経過した平成16年5月下旬になってようやく本件脚本の第1稿を示され、6月20日のクランク・インを前提とする早急な点検要請に対応して、被告と打合せの上、原作に忠実ではないと感じた脚本内容のうち、3点に絞って変更の要請とその具体的理由をステューディオスリーに対して申し入れたものの、約2か月後に、予定の主演女優が脚本内容への不満を理由に降板して別の女優に変更されたとの電話連絡を受けたのみであったこと、その約3か月の平成16年10月20日になってようやく本件脚本の第2稿が被告に示されたが、被告の前記指摘に沿って変更がされていなかったことから、被告及びその意向を受けたNは、即日、ステューディオスリーに対し、再び具体的な理由を述べながら、原作に忠実なシナリオに変更するのでなければ映画化を中止してほしいとの要請をしたこと、これに対し、ステューディオスリーは、本件映画のクランク・インが迫っており、主演俳優等のスケジュールも既に確保してあるから、H監督とも話し合っ、是非とも映画化を承諾してほしいと強く要請したこと、そこで、被告は、H監督らと話し合った上、同監督自身の対応には誠意もみられたことから、多数の関係者に大きな混乱を生じさせることを回避するために、不本意ながら本件脚本に基づく映画化を許諾したこと、以上の事実経過が認められる。

このように、被告は、ステューディオスリーにより一方的に設定されたスケジュールを根拠に時間を急がされながらも、具体的な理由を述べて、本件脚本が原作者である被告の意には沿わないものであることを終始一貫して示

し続け、原作者として譲れない点に絞って変更を申し入れていた。そして、本件において、被告が著作権の行使に藉口して過大な利益を得ようとか、第三者に不必要な損害や精神的苦痛を与えようなどといった不当な主観的意図を有していることを疑わせるような事情は一切見当たらない。

また、被告が本件脚本の掲載出版に対する許諾を拒否した理由は、小説の原作者として譲れない点に絞った変更を申し入れ続けていたにもかかわらず脚本家側から誠意ある脚本の変更がされなかったと被告が感じていた点にあるものであって、本件脚本の本件書籍への収録出版を許諾しないことによって守られる、本件小説に込めた被告の原作者としての思想、信条、表現等や被告のプライバシーに係る不安が、原告協会主張の本件脚本の文化的、公共的価値等に比較して小さな利益にすぎないものということとはできない。

以上によれば、原告協会が本件脚本を本件書籍へ収録して出版することについて、被告が許諾を与えないこと（すなわち、原告協会の整理によれば、被告が原著作物の著作権者として著作権法28条、112条1項に基づく出版差止請求権を有する旨を抗弁として主張すること）は、正当な権利行使の範囲内のものであって、権利濫用には当たらないというべきである。

(2) 権利濫用に係る原告協会の個別的主張について

ア 被告のステューディオスリーに対する許諾のみが不足していることについて

原告協会は、原告協会が本件書籍に本件脚本を掲載する上で、不足している許諾は、本件小説の著作者である被告の許諾のみであることを権利濫用を基礎付ける事情として主張する。

しかし、原告協会の上記主張は採用の限りでない。すなわち、被告は、二次的著作物である本件脚本の原著作物の著作者として、本件脚本の利用に関し、原告Xが有するものと同じ種類の権利を専有している以上（著作権法28条）、本件脚本の掲載出版に対する諾否の自由を有しているのであって、被告以外の関係者が本件脚本の掲載出版に対して許諾を与えていることがあったとしても、それによって被告の権利が剥奪されることにはならないから、原告協会の上記主張は、権利濫用を基礎付ける事情としても、採用の限りでない。

イ 許諾権は「一般的な社会慣行ならびに商慣習等」により制約され、許諾拒否は極めて例外的な事例であるから、原告Xの許諾への期待は当然であることについて

原告協会は、被告の許諾権は本件原作使用契約（乙4）第3条5項ただし書に基づき「一般的な社会慣行並びに商慣習等」により制約されており、かつ、許諾の拒絶は少なくとも極めて例外的な事例であり、原告Xが、脚

本の出版について、著作権使用料を支払うことにより原則として許諾されるものと理解し、期待したことは当然であることを、被告の権利濫用を基礎付ける事情として主張する。

しかし、原告協会の上記主張も、採用の限りでない。すなわち、原告協会は、本件原作使用契約の当事者ではなく、その契約条項の効力を援用することはできないから、権利濫用を基礎付ける事情としても、本件原作使用契約の条項を援用することはできない。また、その点を除いても、原作者が映画化について許諾をした以上、脚本の掲載出版についても許諾をする一般的な社会慣行及び商慣習があると認めるに足りる証拠はないから（乙12, 13）、そのような社会慣行等の存在を前提とする原告協会の上記主張は採用の限りでない。さらに、映画の脚本の本件書籍への掲載出版の拒絶が極めて例外的な事態であったとしても、そのことをもって著作権法28条に基づく原著作物の著作者の諾否の自由が奪われるものではないから、被告以外の関係者が許諾済みであることが被告の権利濫用を基礎付ける事情になるともいえない。そして、被告が本件原作使用契約の締結により本件小説の映画化や、そのDVD化やテレビ放送の許諾をしていたとしても、それらは、あくまでも「映像化」及びその上映宣伝等に必要範囲での許諾であると通常は理解されるのであって、本件脚本を本件小説と同様の「活字」による創作物として外部へ独自に発表することに対する許諾を当然に含むものであるとは理解されないから、被告が本件映画の製作やDVD化、テレビ放送を許諾したことによって、本件脚本の出版についても被告の許諾を得られるのではないかとの期待を契約当事者ではない原告Xらが抱いたとしても、それは、事実上の期待にすぎないものであって、法律上保護されるべきものであるとはいえない。

なお、本件原作使用契約書の第3条5項ただし書、(8)項において、「一般的な社会慣行ならびに商慣習等に反する許諾拒否」(ただし書)は、「脚本の全部・・・を使用した出版物を作成し、複製、頒布すること。」について行わないと合意されている点について検討してみても、その文言に照らせば、「一般的な社会慣行ならびに商慣習等」に反しなければ「許諾拒否」を行うことが原著作物の著作者になお留保されているものと意思解釈するのが相当である。そして、本件においては、前記認定の事実経過に照らせば、被告の許諾拒否が「一般的な社会慣行ならびに商慣習等」に反したものであるということとはできないから、前記約定の存在を考慮しても、なお被告の許諾拒否が権利濫用に当たるといえることはできない。

ウ 本件書籍の文化的意義等と比較して本件脚本の掲載出版阻止によって得られる被告の利益が小さいことについて

本件書籍の文化的意義等と比較して本件脚本の掲載出版阻止によって得られる被告の利益が小さいとはいえないことは、前記(1)で説示したとおりであるから、この点に係る原告協会の主張も、採用の限りでない。

4 結論

以上によれば、当審において拡張された原告Xの差止請求権不存在確認の訴えについては、訴えの利益を欠くからこれを却下するのが相当であり、原告協会の本件脚本の収録出版に係る妨害排除請求については、被告の出版差止請求権存在の主張（抗弁の提出）は権利濫用には当たらないから、原告協会の同請求を棄却した原判決の判断は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却するのが相当であり、当審において拡張された原告協会の差止請求権不存在確認請求についても、被告の出版差止請求権存在の主張（抗弁の提出）が権利濫用には当たらないから、原告協会の出版差止請求権不存在確認請求を棄却するのが相当である。

よって、主文のとおり判決する。

【論 説】

地裁判決に対して不服の（社）シナリオ作家協会は控訴したが、棄却され、脚本家Xは控訴審で被告による差止請求権不存在確認の訴えを追加したが、訴えの利益なしとして却下され、また前記協会がやはり拡張した差止請求権不存在確認請求は棄却された。

ここでは、高裁判決における事実認定が、地裁判決における【判断】中の「事実経過」(1)～(19)を援用しているから、新たに追加された(20)(21)の部分と、原告Xによる新たな「出版差止請求権不存在の訴え」と原告協会による権利濫用の主張についての判断を追加した。(20)は控訴審で提出された原告Xの陳述書、(21)は同様に提出された原告協会の元会長Cの陳述書についてである。

この2つの陳述書を読むと、脚本家の立場と存在意義を主張しているだけであって、原作者の立場と存在意義については理解していないし、現行著作権法上の関係規定の理解を欠如しているとしかいえない。いずれにせよ、わが国の著作権法では原作者（原著作権者）の立場は強いのである。

〔牛木 理一〕

別 紙

著作物目録

題 名	やわらかい生活
作成時期	平成18年(2006年)5月
掲載誌	雑誌「シナリオ」平成18年(2006年)7月号
原 作	イツ・オンリー・トーク

別 紙

書籍目録

題 名	'10年鑑代表シナリオ集
編 者	社団法人シナリオ作家協会(原告) 年鑑代表シナリオ集編纂委員会
発行所	社団法人シナリオ作家協会(原告)
発行日	2011年9月(予定)